

志摩市告示第131号

志摩市デマンド交通の運行に関する実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市デマンド交通の運行に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、あらかじめ登録をした者(以下「利用者」という。)の要求に応じて運行する乗合交通(以下「デマンド交通」という。)の運行を行い、鉄道、バス等公共交通機関の駅又は停留所、商業施設及び医療機関等への移動を可能とし、公共交通空白を解消するための地域特性に応じた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を図ることを目的とする。

(運行方法)

第2条 デマンド交通の運行は、時刻表又は決まった運行経路を定めず、予約があったときに、予約のあった停留所間を AI 活用型オンデマンド予約管理システムを使用し、運行する方式とする。

(事業の委託)

第3条 この事業の実施主体は、市とし、市長は、当該事業の全部又は一部を適切な事業者へ委託することができる。

2 前項の規定において、運行業務の委託に当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による許可を受けた事業者へ委託するものとする。

(委託業務の内容)

第4条 前条の規定による委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 最適な運行ルート及び配車を自動計算するAI活用型オンデマンド予約管理システムの運用及び保守
- (2) 利用者からの予約受付及び問合せへの対応並びに運行事業者に対する適切な配車指示等の管理(以下「運行管理業務」という。)
- (3) 道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業としての車両の運行及び安全管理並びに利用料の徴収及び市への納付(以下「運行業務」という。)
- (4) その他市から指示のあった運行に係る必要な事務
(運行車両等)

第5条 運行に使用する車両は、市と受託者との協議により定める。

2 1便当たりの乗車定員(乗務員を除く。)は、4人とする。

3 車両には、マグネットシート等により、この業務に基づく車両である旨の表示を行うものとする。

(運行日)

第6条 デマンド交通の運行日は、月曜日、水曜日及び金曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日は、運行しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
- (3) 天災その他やむを得ない事由により、市長が認めた日

(運行時間)

第7条 運行時間は、午前9時から午後4時までとする。

(利用方法)

第8条 デマンド交通を利用しようとする者は、事前に氏名及び電話番号等、市が定める情報を登録しなければならない。

2 利用者は、利用希望日の1週間前から、専用アプリ又は電話により予約申込みをすることができる。

3 前項に規定する予約ができる時間は、専用アプリにあっては24時間、電話にあっては運行日の午前9時から午後4時までとする。

(利用の変更及び取消し等)

第9条 利用者は、予約の内容を変更し、又は取り消そうとするときは、速やかに専用アプリ又は電話によりその旨を申し出なければならない。

2 市長は、利用者が正当な理由なく前項の申出を行わず無断キャンセルを繰り返したとき、その他運行に支障を及ぼす行為を行ったときは、デマンド交通の利用登録を取り消し、又は一定期間その利用を制限することができる。

(利用料の納付)

第10条 利用者は、次条に規定する利用料をデマンド交通の車内で、乗車時に現金で支払うものとする。

2 受託者は、利用者から徴収した利用料を翌月10日までに市に納付するものとする。

(利用料)

第11条 利用料の額は、乗降車する停留所間の直線距離に応じた額とし、乗車1回当たり次に掲げる額とする。

- (1) 1キロメートル未満 200円
- (2) 1キロメートル以上2キロメートル未満 300円
- (3) 2キロメートル以上4キロメートル未満 400円
- (4) 4キロメートル以上 500円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の利用料の額は、同項に規定する額の半額とする。

- (1) 小学生及び中学生
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受

けている者(乗車時に当該手帳又はスマートフォン等の端末に表示される当該手帳の情報を提示した者に限る。)及びその介護者1人

(3) 運転免許証を自主返納した者(乗車時に運転経歴証明書を提示した者に限る。)

3 前2項の規定にかかわらず、路線バスとの乗り継ぎ(2キロメートル未満の区間に限る。)又は市長が別に指定する医療機関から最寄りの指定薬局への移動(当該指定区間に限る。)のために利用する者の利用料の額は、乗車1回当たり次に掲げる額とする。

(1) 1キロメートル未満 100円

(2) 1キロメートル以上2キロメートル未満 150円

4 前3項の規定にかかわらず、未就学児の利用料は、無料とする。

(利用料の還付)

第12条 利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 非常災害その他利用者の責めに帰すことができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

(報告)

第13条 受託者は、委託業務の処理状況及び利用者数等の利用状況について、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により、翌月10日までに市長に報告するものとする。

(1) 運行管理業務を行う受託者 デマンド交通乗車月報(様式第1号)

(2) 運行業務を行う受託者 乗車日報(様式第2号)

(受託者の責務)

第14条 受託者は、委託業務の遂行に当たり、利用者の安全に細心の注意を払うとともに、常に利用者の立場に立った誠意ある対応に努めなければならない。また、常に安全運転を行い、事故防止に努めるとともに、関係

法令を遵守しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

デマンド交通乗車月報

運行エリア ()

[illegible]

乗 車 日 報

運 行 地 域	
運 行 日	年 月 日 ()
運行事業者	

区分	利用料単価	ドライバー記入欄	利用者数	利用料合計
大人				
小・中学生				
障がい者				
介護者				
免許返納者				
路線バス 乗り継ぎ				
薬局割				
未就学児				
合 計				